

だれでも参加 できます

…市スポーツ教室…

勤労青少年や婦人で、日ごろスポーツに親しむ機会の少ない人を対象に、教育委員会体育保健課ではスポーツ教室を行なっています。運動不足を解消し、体力づくりを行なうためひとりでも多くの人に参加してください。

種目は卓球とバドミントン。毎週火曜日と金曜日は年間を通じて行なっています。水曜日と木曜日にも年間を通じて行ないませんが、9月は、1カ月間休みます。会場はいつでも市立体育館（御幸町9番1号）です。

火曜日と金曜日の両日も卓球とバドミントンを行ないません。時間は午前9時から正午までで、だれでも自由に参加できます。参加を希望する人は、開設日に会場へ直接おいでください。

火曜日と木曜日は、午後

6時から9時までです。だれでも自由に参加できますが、申込み制になっています。火曜日は卓球、木曜日がバドミントンですから、希望する種目に申込みをしてください。参加を希望する人は教育委員会体育保健課（内線456）へ申し込んでください。なお、定員になりしだい締切ります。

参加する人は、体育のできる服装で必ずズック靴を使用してください。なお、用具は体育館に用意してありますが、卓球のボール、バドミントンの羽根は各自で用意してください。

【スポーツ教室で卓球を楽しむ】



四丁河原市営住宅近く完成

申込みは7月16日まで

四丁河原に建設中の市営住宅が、まもなく完成するため、入居者を募集いたします。

この市営住宅は第1種が24戸、第2種が32戸です。第1種は建築面積46平方メートル、第2種は43平方メートルで、いずれも3畳、4.5畳、6畳に台所と浴室があります。

入居資格は同居する親族がある人、現在住宅がなくて困っている人、入居する家族の昨年1年間の所得金額が第1種で、

扶養家族3人の場合104万5999円以下、第2種の場合76万1999円以下（扶養家族によつて所得金額も変わる）です。

家賃は第1種が7500円くらい、第2種は6000円くらいで、敷金は家賃の3カ月分です。

申込み期間は7月8日から7月16日までで、申込み先は市役所建設部建築住宅課です。なお、申込み用紙は建築住宅課または各公民館にあります。

第一種（約一五坪）



※郵送による申込みは受けませんのでできるだけ本人か家族が市役所まできて手続を行なつてください。



市への要望苦情は市民相談室へ

市民相談室では、市への要望、苦情、陳情など日ごろお困りのことについて、毎日相談を受けています。道路、公害、ゴミ、住宅、学校、水道のことなどなんでもご相談ください。

また、交通事故、土地家屋賃借、相続、家庭内のいざこざなど生活上のことについてもお気軽にご相談ください。